

18消安第11565号  
平成19年2月1日

横浜植物防疫所長 殿



消費・安全局長

タイ王国産マンゴウ及びマンゴスチンの生果実に関する植物検疫  
実施細則の一部改正について

今般、「タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和62年2月20日付け62農蚕第842号農蚕園芸局長通達）及び「タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通達）の一部を別紙1及び2のとおり改正したので、お知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、配慮をお願いする。

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則 (昭和 6 2 年 2 月 2 0 日付 6 2 農蚕第 8 4 2 号農蚕園芸局長通達)  
一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、<u>スワンナプーム空港内の施設</u>であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包及び束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われるのものとする。 ア 輸出植物検疫終了の表示 <u>(ア)</u> (イ)</p> <div data-bbox="286 1241 965 1396"></div>	<p>タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、<u>バンコク国際空港内の施設</u>であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包及び束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われるのものとする。 ア 輸出植物検疫終了の表示</p> <div data-bbox="1205 1225 1960 1396"></div>

(ウ)



イ [略]

(2) [略]

8 [略]

イ [略]

(2) [略]

8 [略]